

生活が不安・心配

そんな時

一人で悩まずご相談ください

一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、あなたに寄り添いながら、解決に向けた支援を行います。

対象となる方

- 蕨市内に在住している方
- 生活保護を受給していない方

相談無料  
秘密厳守

生活に  
困っている

どこに相談したら  
よいかわからない

会社を  
辞めてしまった

こんな時

家賃を払えない

仕事  
が見つからない



# 支援の内容

一人ひとりの状況に応じた、必要な支援を行います。

## 自立相談支援事業

相談を受けた支援員が、どのような支援が必要かあなたと一緒に考えて、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

自立相談のプラン作成だけでなく、必要な関係機関への連絡・紹介も行います。

法律相談

消費生活センター

福祉事業所

など

本人の状況に応じた支援(※)

## 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った、または失うおそれの高い方に、求職活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

## 家計改善支援事業

家計の収支バランスが崩れている、滞納や負債があるなど、家計管理に課題がある方のご相談を家計相談支援員が受け、相談者が自ら家計を管理することができるように支援します。

## 学習支援事業

中学生、高校生に対する学習支援や日常的な生活習慣、仲間と出会い、活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

(※)基本的には現金給付ではなく自立に向けた人的支援を行います。

# 自立相談支援事業



- 1 生活の困りごとや心配ごとをお話してください。(面談)
- 2 解決のための方法や自立に向けての目標を一緒に考え、プランを作っていきます。(支援プランの作成)
- 3 支援プランができたら、関係する機関と話し合いを行い、プランが了承されると、機関と連携して自立に向けての支援が始まります。(支援決定・支援の提供)
- 4 支援の進み具合や状況の変化を定期的を確認し、支援がうまく行っていないようなら、再度一緒にプランを考えていきます。(評価・再プラン)
- 5 目標が達成したときなど、支援は終了しますが、その後も必要に応じてフォローアップします。(支援の終結)

お気軽にお電話ください。

電話 048-445-1377  
FAX 048-445-3101

### 相談窓口

蕨市社会福祉協議会  
蕨市生活自立相談支援センター  
〒335-0005 蕨市錦町3丁目3番27号  
蕨市総合社会福祉センター 2階

### 相談時間

午前8時30分～午後5時15分  
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
お越しになる際は、なるべく事前にご連絡をお願いします。

